

5.3 水産学研究科国際連携コース履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、鹿児島大学大学院水産学研究科履修規則（平成27年水研規則第1号。以下「研究科履修規則」という。）及び研究科（修士課程）熱帯水産学国際連携プログラム共通規則（平成25年研究科（修士課程）熱帯水産学国際連携プログラム協定。以下「共通規則」という。）の規定に基づき、鹿児島大学大学院水産学研究科熱帯水産学国際連携コース（以下「本コース」という。）における履修について必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第2条 本コースは、鹿児島大学大学院水産学研究科（以下「本研究科」という。）の教育目的に加えて、熱帯・亜熱帯水産業に関する学術の理論及び応用に関する知識及び技術を修得し、グローバル化社会で活躍できる能力を持った人材を育成することを目指すものとする。

(熱帯水産学国際連携プログラム及びコース)

第3条 研究科（修士課程）熱帯水産学国際連携プログラム（以下「国際連携プログラム」という。）は、第2条の教育目的を達成するために、インドネシア国サムラトランギ大学水産・海洋科学研究科、本研究科、マレーシア国マレーシア・トレンガヌ大学養殖・水産学研究科、フィリピン国フィリピン大学ピサヤス校水産・海洋科学研究科及びタイ国カセサート大学水産学研究科、ベトナム国ニャチャン大学研究科（以下「構成研究科」という。）が連携して開設した教育プログラムである。

2 本コースは、本研究科が国際連携プログラムの一部として開設する教育課程である。

(コースの定員)

第4条 本コースの定員は10名とする。

(コースへの登録)

第5条 本コースに従って学修することを希望する学生は、本研究科への入学に際し、本研究科の指定する期間内に、その旨を申し出、登録申請しなければならない。

2 前項に規定する申請者が前条に規定する定員を超える場合は、入学者選抜試験の成績により、登録の可否を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、前条に定める定員が満たされていない場合は、適切な時期に追加登録を行うことがある。

4 本コースと研究科履修規則第5条に規定する留学生プログラムの両方に登録することはできない。

(コース教員)

第6条 本コースの教育には、履修の手引に定める国際連携プログラム構成研究科から推薦され国際連携プログラム運営協議会（以下「運営協議会」という。）で資格を認定された教員（以下「プログラム教員」という。）があたる。

2 主指導教員には、本研究科教員で主指導教員の資格を認定された者のうちプログラム教員である者をもって充てる。

3 副指導教員のうちの1名には、本研究科以外の構成研究科（以下「他構成研究科」という。）のプログラム教員でかつ副指導教員以上の資格を認定された者を充てることができる。

（教育課程の編成方針及び授業科目）

第7条 本研究科の教育課程の編成方針に加えて、第2条に規定する教育目的に従い、構成研究科の特色及び強みを生かして、学生が、熱帯・亜熱帯の水産業に関する知識と技術を習得し、他国の産業、社会及び文化をそれらに接した経験を持って理解し、グローバル化しつつある社会で活躍できる能力を獲得できるように、教育課程を編成する。

（教育方法）

第8条 本コースの教育は、本研究科が開講する授業科目及び研究指導のほか、前条の方針に従い各構成研究科が提供する授業科目（以下「プログラム科目」という。）の授業及びプログラム教員による研究指導によって行う。

- 2 プログラム科目の授業は、英語又は日英両語で行う。
- 3 プログラム科目のうち、他構成研究科が提供する科目は、すべて研究科履修規則第9条第3項第3号に規定する研究科共通科目の選択科目とする。
- 4 プログラム科目及び単位は、履修の手引に定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、他構成研究科が開講する科目は、変更される場合がある。

（単位の計算方法）

第9条 単位の計算法については、共通規則第39条の規定に従い各構成研究科が定めた方法による。

（他構成研究科提供科目の履修の届出）

- 第10条 本コースの学生は、他構成研究科が提供する授業科目を履修することができる。
- 2 前項の場合は、あらかじめ研究科長を経て、当該授業科目を提供する研究科の許可を受けるものとする。
 - 3 前項の規定に基づいて行った履修登録の変更は、原則として認めない。ただし、当該授業科目を提供する研究科のアドバイスに基づいて変更を申し出た場合は、その変更を認める場合がある。

（授業科目の試験）

第11条 授業科目の試験は、共通規則第35条の規定に従い各授業科目を提供した構成研究科が定めるところにより行う。

（受験資格）

第12条 授業科目の試験の受験資格は、各授業科目を提供した構成研究科が共通規則に従い定めるところによる。

（成績の評価）

第13条 他構成研究科が提供した授業科目の試験の評点は、当該構成研究科が以下の方法に従いプログラム共通評点に換算し、それを本研究科の評点とする。

- (1) 各構成研究科による内部評点（以下、「内部評点」という）Sintは、各構成研究科が属する大学の規則等に基づいて、満点を100点として与える。

(2) 内部評点 S_{int} は、次式により共通評点 S_{com} に変換する。

$$S_{com} = \frac{S_{int} - S_{ip}}{100 - S_{ip}} \times 40 + 60$$

ここで、 S_{ip} はある科目の内部評点での合格最低点で、上式の定数60は共通評点の合格最低点である。

(追試験及び再試験)

第14条 他構成研究科が提供する授業科目については、追試験及び再試験は行わない。

(開示請求及び異議申立て)

第15条 他構成研究科が提供する授業科目の履修については、研究科履修規則第30条に規定する開示請求及び異議申立ての対象としない。

(コース修了の認定)

第16条 本コースの学生で、次に掲げるすべての条件を満たした者は、本研究科教授会の意見を聴いて、運営協議会が国際連携プログラム修了者として認定する。

- (1) 本研究科の修了者と認定された者
- (2) プログラム科目の履修により、12単位以上を修得した者
- (3) 前号で定めた単位数のうち、6単位以上を他構成研究科が提供した授業科目の履修により修得した者

(修了証)

第17条 本コースの修了者には、修士（水産学）の学位に加えて、運営協議会が国際連携プログラムの修了証を授与する。

(コース登録の取下げ及び取消し)

第18条 本コースに登録した学生が、コース登録を取り下げを希望する場合は、すみやかに研究科長に届け出なければならない。

2 本コースに登録した学生が、第16条第2号及び第3号の要件を満たすために必要なプログラム科目を履修していないと認められた場合、コースの登録が取り消されることがある。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほかは、研究科履修規則及び共通規則の規定に従う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。